

(自己消費等に関連する)補助対象の判断整理

*原則:自己消費・利益相反のケースは補助対象外

	想定されるケース	個人事業者の場合	法人(代表者)の場合
1	雇用関係 三親等以内親族の従業員雇用 (生計が一の場合)	×	役員でなければ○
2	雇用関係 三親等以内親族の従業員雇用 (生計が異なる場合)	○	役員でなければ○
3	雇用関係 (A社の役員がB社設立者として申請)A社従業員をB社に従業員として出向させた場合	—	出向者雇用契約がB社と交わされている場合のみ○
4	賃貸関係 三親等以内親族(個人)の不動産・車両等の賃借 (貸与者が賃貸業者の場合)	×	×
5	賃貸関係 三親等以内親族(個人)の不動産・車両等の賃借 (貸与者が賃貸業者でない場合)	×	×
	賃貸関係 三親等以内親族(法人)の不動産・車両等の賃借 (貸与者が賃貸業者の場合)	○	○
	賃貸関係 三親等以内親族(法人)の不動産・車両等の賃借 (貸与者が賃貸業者でない場合)	×	×
6	賃貸関係 申請者所有不動産・車両等の賃借	×	×
7	賃貸関係 申請者が賃借している不動産・車両等の賃借	専有部分の賃借料のみ○	専有部分の賃借料のみ○
8	賃貸関係 (A社の役員がB社設立者として申請)A社所有不動産・車両等の賃借 (A社が賃貸業者の場合)	—	○
9	賃貸関係 (A社の役員がB社設立者として申請)A社所有不動産・車両等の賃借 (A社が賃貸業者でない場合)	×	×
10	賃貸関係 (A社の役員がB社設立者として申請) A社が賃借契約している不動産・車両等の転貸を受け、賃料の一部負担を行う場合 (B社名で貸与者Cと賃貸借契約が用意できない場合)	—	○
11	役員・調達関係 (A社の役員がB社設立者として申請) A社に役員委託、調達発注	—	相見積もりをとれば○
12	役員・調達関係 (個人申請者がB社設立者として申請) 申請者個人事業への役員委託・調達発注	×	×
13	役員・調達関係 三親等以内親族(個人)への役員委託・調達発注 (当該役員提供・物品販売を業としている場)	×	×
14	役員・調達関係 三親等以内親族(個人)への役員委託・調達発注 (当該役員提供・物品販売を業としていない場合)	×	×
15	役員・調達関係 三親等以内親族(法人)への役員委託・調達発注 (当該役員提供・物品販売を業としている場)	×	相見積もりをとれば○
16	役員・調達関係 三親等以内親族(法人)への役員委託・調達発注 (当該役員提供・物品販売を業としていない場合)	×	×

既に設定された価格が存在することから妥当性の根拠となりうる。

たとえ、周辺相場を比較対象としたとしても、自己消費の疑念が払しょくできない。(他の賃貸事業者ではない場合も同じ)

賃貸不動産の転貸型根拠性のある基準(使用面積按分など)に従い賃料の一部負担を認める。

利益相反・自己取引申請者や親族個人に対する直接的な利益供与

直接個人に利益供与されるものではないので

相場や定価と比較して安価であるとしても、本来の業として事業を行う事業者でなければ、利益相反の疑念がのこるため対象外。